

加古川市交通安全対策会議傍聴基準

(目的)

第1条 この基準は、加古川市交通安全対策会議（以下「対策会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、対策会議の開催の都度、会長が会議場の収容人数等を考慮して定める。

(傍聴の手続き)

第3条 対策会議を傍聴しようとする者は、対策会議の開催当日に、所定の時間及び場所において、その旨を申し出なければならない。

2 対策会議を傍聴しようとする者が受付時間の終了時において傍聴人の定員を超えた場合は、抽選により傍聴人を決定する。

(傍聴席以外の立入禁止)

第4条 傍聴人は、傍聴席以外に立ち入ることを認めない。

(傍聴席に立ち入ることを認めない者)

第5条 次に掲げる者は、傍聴席に立ち入ることを認めない。

- (1) 銃器、火薬その他危険物と認められるものを所持している者又は所持のおそれのある者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) ラジオ、拡声器、マイク等により対策会議の議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを所持している者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり又は垂れ幕の類を所持している者
- (5) 前各号のほか、会長が議事に支障があると認める者

(傍聴人の遵守事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席では、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) みだりに私語を発したり騒ぎ立てるなど、議事を妨げるような行為をしないこと。
- (2) 対策会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明するような行為をしないこと。
- (3) 写真、映画等の撮影又は録音等をしないこと。ただし、事前に会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (4) 前各号に定めるもののほか、対策会議の秩序を乱し、又は対策会議の議事の妨げとなるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、対策会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(傍聴人への指示)

第8条 会長は、対策会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人が、この基準に違反したときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないと

きは、これを退場させることができる。

(補則)

第10条 この基準に定めるもののほか、対策会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この基準は、平成28年8月12日から施行する。

附 則

この基準は、令和8年10月9日から施行する。